

※死後事務受任者と遺言執行者は、同一の専門職が行う場合もあります。

あんしん生活サポート事業

頼れる身寄りがない人を対象に、日常的な見守りや預託金の範囲での入院・入所時の手続き支援、死後事務の支援など、生前から亡くなった後までを一体的にサポートするしくみです。



終活相談窓口

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 権利擁護推進係
権利擁護センター サポートみなと



〒106-0032 東京都港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所 2階

TEL **03-6230-0283** FAX 03-6230-0285

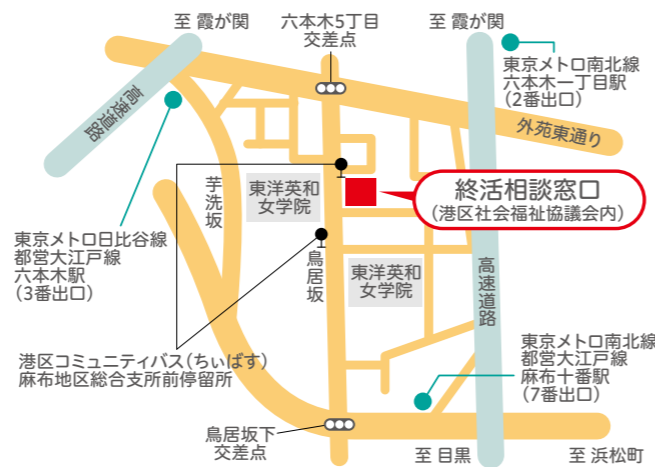
受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 (土日祝日・年末年始を除く)

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業についてのご相談もお受けしています。



交通機関

- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線
「六本木駅」下車 3番出口 徒歩7分
- 東京メトロ南北線・都営大江戸線
「麻布十番駅」下車 7番出口 徒歩10分
- 東京メトロ南北線
「六本木一丁目駅」下車 2番出口 徒歩10分
- 港区コミュニティバス(ちいばす)
田町ルート・麻布東ルート・麻布西ルート
「麻布地区総合支所前」下車 徒歩1分



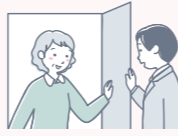
※港区社会福祉協議会は、社会福祉に関する事業・活動を行い地域福祉推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。
 地域住民の福祉増進を図るための公共性と自主性をもった非営利の民間団体です。



サービス内容

1 見守り・身元保証代替支援 (預託金に基づく保証人に準じた支援を行います) **必須**

- ・月に1回以上の電話、半年に1回以上の訪問による見守りを行います。
- ・入院・入所時、退院・退所時の手続きを支援します(説明の同席等)。
- ・預託金から入院・入所費等の支払いを行います(本人の意思確認ができない場合)。
- ・医療に関する本人の意向を医療機関へお伝えします(本人の意思確認ができない場合)。



2 生活支援

- ・福祉サービス等に係る相談や情報提供を行います。
- ・日常的な範囲の税金や社会保険料、公共料金等のお支払いを支援します。また預貯金の払い戻しを行います。
- ・入院・入所中に必要な自宅内物品のお届け、安全確保のための自宅保全を行います。



3 書類等の預かり

- ・通帳、実印や届出印、不動産の登記識別情報や年金証書などの書類をお預かりします。

4 死後事務支援 (※死後事務は死後事務受任者(専門職)が行います) **必須**

- ・死後事務受任者、遺言執行者との連絡調整を行います。
 - ・死後事務受任者の業務履行状況を確認します。
- ※1及び4は必須サービス。2及び3は希望により利用可能。

支援エリア

- ・在宅の場合：港区内
- ・入院・入所の場合：港区及び港区から原則公共交通機関を使用し、片道2時間程度以内で訪問可能な範囲

※契約締結時は港区に住民登録があり居住していることが要件ですが、契約後は支援エリア内であればサービスが受けられます。

- ・医療の同意
 - ・ホームヘルプサービスのような生活援助や身体介助
 - ・通院の同行
- 等はこの事業では行いません。

この事業を利用できる人

次のすべてにあてはまる人がご利用いただけます。

- 1 港区に住民登録があり現に居住している。
- 2 65歳以上の人、または障害や病気等により支援が必要な人。
- 3 頼れる身寄りがない。
- 4 契約内容について理解・判断ができる。
- 5 資産(居住用不動産を除く)が3,000万円以下である。
- 6 住民税課税所得金額が145万円未満(公的年金のみの場合、収入約330万円/年が目安)で負債がない。
- 7 契約時及び契約期間中、原則として収支がプラスである。
- 8 生活保護を受けていない。
- 9 任意後見契約を締結しておらず、法定後見開始の審判を受けていない。
- 10 死後事務委任契約公正証書及び遺言公正証書を作成している(契約までに作成いただきます)。

契約後に判断能力が低下した場合

法定後見制度等への移行を支援し、あんしん生活サポート事業の契約は終了します。契約が終了した場合、死後事務委任契約(法定後見制度に移行の場合に限る)や遺言公正証書の効力は残ります。

費用について

預託金	80万円(火葬費用として30万円、入院・入所費用として3ヶ月分50万円)
基本利用料	年間15,000円
生活支援	1時間1,700円(30分単位で800円を加算)
書類等の預かり	1ヶ月700円
死後事務支援	死後事務受任・遺言執行後、専門職への報酬が別途必要です
契約前に必要な費用	死後事務委任書類作成報酬・遺言作成報酬、公正証書作成費用合わせて30万円程度～

※支援にかかる交通費は本人負担となります。

あんしん生活サポート事業の手続きの流れ

相談から契約までに3～6ヶ月程度かかります。

